

平成30年10月31日

会員各位

一般社団法人 広島市医師会  
会長 松村 誠

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて (お知らせ)

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金の支払いについて、取扱期間の延長及び平成31年1月以降の取扱いに関して、以下のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法 (昭和22年法律第118号) の適用市町村の被保険者であって、別紙1\*に掲げる市町村の国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第5条の被保険者 (市町村国保の被保険者)、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者又は平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する健康保険法 (大正11年法律第70号) 若しくは船員保険法 (昭和14年法律第73号) の被保険者若しくは被扶養者 (被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。) 若しくは国民健康保険法第19条の被保険者 (国民健康保険組合の被保険者) であって、別紙2\*に掲げる健康保険組合等の被保険者若しくは被扶養者であること。

※別紙1、2については、厚生労働省もしくは本会のホームページをご参照ください。

また、対象となる保険者が減少しておりますので、ご確認のうえお取り扱いください。

(2) 平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成30年12月末までの診療、調剤及び訪問看護

なお、平成31年1月1日からの診療、調剤及び訪問看護については、保険者から交付された一部負担金等の猶予・免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を猶予・免除すること。

3 医療機関における確認等

上記1 (2) の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1 (1) の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1 (2) の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知すること。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

- 別紙リーフレット (平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ) について、院内での掲示等をお願いいたします。(厚生労働省もしくは本会のホームページよりダウンロードができます。)

広島市医師会ホームページ > 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害 (画面左にバナー作成) にも掲載しています。

このお知らせに限らず、都度、情報更新しておりますのでご参照ください。



**平成30年7月豪雨で被災された方について、平成31年1月1日から医療機関等の窓口での取扱いが変わります。**

## 1. 保険証の確認が必要となります

現在、被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、加入している医療保険者が分かる情報を確認することにより、保険診療として取り扱うこととなっていますが、平成31年1月1日からは、保険診療として取り扱う際には、被保険者証等の確認が必要となります。

## 2. 窓口での一部負担金等の支払いを猶予・免除する際には、保険者が発行する猶予・免除証明書の確認が必要となります(平成30年12月末までは証明書がなくても窓口での一部負担金等を受け取る必要はありません)

現在、以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありませんが、平成31年1月1日からは保険者が発行する一部負担金等の猶予・免除証明書を確認する必要があります。(被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1)平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ①災害救助法適用市町村の市町村国保・介護保険及び災害救助法適用の市町村が所在する府県の後期高齢者医療
- ②協会けんぽ、一部の健保組合

(詳細は、厚生労働省HP「平成30年7月豪雨関連情報」における「平成30年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2)以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨  
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

証明書発行に関しては、各保険者へ問い合わせいただくよう周知ください。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

**保険証や現金がなくても**



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

平成30年10月24日時点

**医療機関等を受診できます**

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。**

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### 対象保険者

[広島県]

広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町  
安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町 三次市 庄原市 広島県後期高齢者医療広域連合  
全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○ **この窓口での取扱いは平成30年12月末までです。**

なお、平成31年1月以降は、①**保険証**と②**猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、**猶予（免除）**を受けることができます。**猶予（免除）証明書**は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

○ **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**